

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱

〔平成 21 年 5 月 1 日〕
〔21 小建第 16 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査及び除去等を行う者に交付する小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 34 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 本市の区域内に存する建築物をいう。
- (3) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「規程」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は同条第 4 項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者をいう。
- (4) 分析調査事業 対象建築物（愛知県が整備するアスベスト調査台帳に記載されたものに限る。）の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について（平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号厚生労働省労働基準局長通達）」により示された方法とする分析調査のうち建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものをいう。
- (5) アスベスト除去等事業 対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストについて除去、封じ込め又は囲い込みを行う措置のうち建築物石綿含有建材調査者が策定した計画に基づく現場体制により実施するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市税を完納している対象建築物の所有者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助金の交付の申請をする年度内に完了する分析調査事業及びアスベスト除去等事業とする。ただし、当該事業が国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は補助事業としない。

(補助対象建築物)

第5条 補助金の交付の対象となる対象建築物は、過去にこの要綱に基づく同一事業による補助金の交付を受けていないものとする。

(補助金の額)

第6条 市は、予算の範囲内において、次に掲げる額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を補助金として交付する。

(1) 分析調査事業に要する経費の全額。ただし、最高限度額は、1棟につき25万円とする。

(2) アスベスト除去等事業に要する経費の3分の2の額。ただし、最高限度額は、1棟につき180万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に係る契約を締結する前に、小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 案内図、配置図及び補助事業を行う箇所を明示した平面図

(2) 申請に係る対象建築物の登記事項証明書又は所有者が分かる書類

(3) 補助事業に要する経費の見積書

(4) アスベストが吹き付けられていることを証する書類(分析調査事業の場合を除く。)

(5) 市税の完納を証する納税証明書

(6) 建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書(規程第7条第2項第15号に規定する修了証明書をいう。以下同じ。)の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、小牧市民間建築物吹付け
アスベスト対策費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通
知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）
は、規則第8条第1項に規定する申請の取下げをしようとするときは、
前条の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面
を市長に提出しなければならない。

（計画の変更）

第10条 補助事業者は、交付決定後に補助事業の計画を変更しようとする
場合は、小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金変更承認申
請書（様式第3）に計画の変更の内容が分かる書類を添えて、市長に提
出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適
当と認めるときは、小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金変
更承認通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、小牧市民間建築物
吹付けアスベスト対策費完了実績報告書（様式第5）に次の各号に掲げ
る事業に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ
ならない。

(1) 分析調査事業 次に掲げる書類

- ア 分析調査事業の結果報告書
- イ 分析資料の採取状況が確認できる写真
- ウ 分析調査に要した経費の請求書の写し及び領収書の写し（領収書
の写しについては、補助金の交付後でも可）
- エ 請負契約書の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) アスベスト除去等事業 次に掲げる書類

- ア アスベスト除去等事業の結果報告書
- イ 工事着手前、工事の施工状況及び工事完了後の写真
- ウ 除去等に要した経費の請求書の写し及び領収書の写し（領収書の

写しについては、補助金の交付後でも可)

エ 請負契約書の写し

オ その他市長が必要と認めるもの

(額の確定の通知)

第12条 規則第13条の規定による額の確定の通知は、小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金確定通知書(様式第6。以下「確定通知書」という。)によるものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、確定通知書を受け取った日から起算して20日以内に小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付請求書(様式第7。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、最終請求日は、補助事業を実施した年度の翌年度の4月30日とする。

2 市長は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(代理受領の届出等)

第14条 申請者は、補助金の請求及び受領について、補助事業を施工する事業者等(以下「事業者等」という。)に委任する方法により行うこと(以下「代理受領」という。)ができる。この場合において、申請者は、あらかじめ小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付申請書に代理受領届出書(様式第8)を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項後段の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出確認通知書(様式第9)により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、第1項後段の規定による届出を取り下げようとするときは、第11条の規定により実績報告書を提出する日前までに代理受領届出取下届(様式第10)を市長に提出しなければならない。

4 第2項の通知を受けた申請者は、第1項後段の規定による届出の内容を変更しようとするときは、代理受領届出変更届(様式第11)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、

代理受領届出（取下・変更）確認通知書（様式第12）により申請者に通知するものとする。

（代理受領による補助金の交付）

第15条 前条第2項の通知を受けた申請者から補助金の請求及び受領について委任を受けた事業者等が補助金の請求をしようとするときは、補助事業者が確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に代理受領に係る補助金交付請求書（様式第13。以下「代理受領請求書」という。）に代理受領に係る委任状（様式第14）を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、代理受領請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を事業者等に交付するものとする。

3 前条第2項の通知を受けた申請者は、第11条第1号ウに規定する分析調査に要した経費の請求書及び同条第2号ウに規定する除去等に要した経費の請求書による請求の額から確定通知書により通知を受けた補助金の額を控除した額を事業者等に支払うものとする。

4 第2項の規定による補助金の交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（代理受領の取消し）

第16条 市長は、申請者又は事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すものとする。

(1) 規則第15条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合

(2) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(3) その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成29年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市市営住宅及び特定公共賃貸住宅入居事務処理要綱及び小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市市営住宅及び特定公共賃貸住宅入居事務処理要綱及び小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第 1 (第 7 条関係)

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住 所
氏 名

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱第 7 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助事業の種別

2 補助金の額 金 円

3 補助対象経費 金 円

4 補助事業の実施予定期間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

5 対象建築物の概要

所在地

構 造 造 階建

規 模 延べ m²

用 途

建築年月 年 月

添付書類

- (1) 案内図、配置図及び補助事業を行う箇所を明示した平面図
- (2) 申請に係る対象建築物の登記事項証明書又は当該対象建築物の所有者が分かる書類
- (3) 補助事業に要する経費の見積書
- (4) アスベストが吹き付けられていることを証する書類 (分析調査事業の場合を除く。)
- (5) 市税の完納を証する納税証明書
- (6) 建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第8条関係）

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付決定通知書	
第	号
年	月 日
様	
小牧市長 印	
年 月 日付で申請のあった補助金については、小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。	
1	補助事業の種別
2	補助対象建築物の所在地
3	補助金の額 金 円
4	交付の条件
	(1) 補助金を当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
	(2) 補助事業の内容を変更しようとする場合においては、承認を受けなければならないこと。
	(3) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、承認を受けなければならないこと。
	(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告しなければならないこと。
5	申請の取下げの期日 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第10条関係）

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた
補助事業の計画を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請し
ます。

- 1 補助事業の種別
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 変更後の補助金の額 金 円
- 4 変更の理由
- 5 変更の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第10条関係）

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金については、次のとおり変更したので、小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 補助事業の種別

2 補助対象建築物の所在地

3 変更承認後の補助金の額 金 円

4 計画の変更の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第11条関係）

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費完了実績報告書

年 月 日

（宛先）小牧市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助事業が完了したので、小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の種別

2 補助対象建築物の所在地

3 工事完了日 年 月 日

4 添付書類

(1) 分析調査事業の場合

ア 分析調査の結果報告書

イ 資料の採取状況が確認できる写真

ウ 分析調査に要した経費の請求書の写し及び領収書の写し（領収書の写しについては、補助金の交付後でも可）

エ 請負契約書の写し

オ その他市長が必要と認めるもの

(2) アスベスト除去等事業の場合

ア アスベスト除去等の結果報告書

イ 工事着手前、工事の施工状況及び工事完了後の写真

ウ 除去等に要した経費の請求書の写し及び領収書の写し（領収書の写しについては、補助金の交付後でも可）

エ 請負契約書の写し

オ その他市長が必要と認めるもの

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第12条関係）

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1 補助事業の種別

2 補助対象建築物の所在地

3 補助金の確定額 金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第13条関係）

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、
次のとおり請求します。

1 補助事業の種別

2 補助対象建築物の所在地

3 請求金額 金 円

3 振込先

金融機関名	銀行 本店 (所) 金庫 支店 農協 支所
預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む。)
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8（第14条関係）

代理受領届出書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所
氏名
電話

小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金の請求及び受領について、下記の事業者等に委任する予定であることを届出します。

記

- 1 補助事業名 小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱に係る事業
- 2 建物等対象所在地
- 3 代理受領額 金 _____ 円

上記事業に係る補助金の請求及び受領の委任を受ける予定です。

【事業者等】

住所又は所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____
電話番号 _____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9（第14条関係）

代理受領届出確認通知書

第 年 月 日
号 日

様

小牧市長



年 月 日付けで提出された代理受領届出書の内容を確認しましたので、
通知します。

1 代理受領額 金 _____円

2 留意事項 代理受領を利用する場合、事業者等が受け取る補助金の額が、小牧市
民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱に係る事業の経費
として申請者へ請求される額から控除されるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10（第14条関係）

代理受領届出取下届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所

氏名

年 月 日に提出した代理受領届出書について、下記により取り下げたいので届出します。

記

- 1 補助事業名 小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱に係る事業
- 2 建物等対象所在地
- 3 取下げの理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

代理受領届出変更届

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者 住所

氏名

年 月 日に提出した代理受領届出書の内容について変更したいので、下記のとおり届出します。

記

- 1 補助事業名 小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱に係る事業
- 2 建物等対象所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

様式第12（第14条関係）

代理受領届出（取下・変更）確認通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付けで提出された代理受領届出変更届の内容を確認しましたので通知します。

- 1 建物等対象所在地
- 2 変更の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13 (第15条関係)

代理受領に係る補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

事業者等 (請求者) 住所又は所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____

下記のとおり補助金を請求します。

記

1 支払請求額

金 額							
	百	十	万	千	百	十	円

2 振込先

振 込 先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

(申請者等に関する記載)

申請者氏名	
補助金 確定通知書	年 月 日 第 号
補助事業	小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱に係る事業

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14（第15条関係）

代理受領に係る委任状

年 月 日

（宛先）小牧市長

申請者（委任者） 住所

氏名

私は、下記小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金の請求及び受領について、下記受任者（事業者等）に委任します。

記

- 1 補助事業名 小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱に係る事業
- 2 建物等対象所在地
- 3 補助金確定通知書 _____年 月 日 第 _____号
- 4 代理受領額 _____円

上記小牧市民間建築物吹付けアスベスト対策費補助金の請求及び受領の委任を受けることを承諾します。

【受任者（事業者等）】住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

